

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】」 に関する知事意見(あらまし)

全般的事項

1 南アルプスの自然環境の保全

(1) 自然環境の保全及びエコパーク登録との整合

- ・南アルプスの自然を十分理解・認識し、具体化した計画について県及び関係機関と協議を行うこと
- ・ユネスコエコパーク登録に向け、阻害要因の回避に万全な対策を行うこと

(2) 建設発生土処理における環境保全措置

- ・非常口等の計画変更を含め、各発生土置き場の位置・規模等について事前に関係機関と協議し、対策を講ずること

2 大井川における河川流量の確保等水環境の保全

(1) 大井川における河川流量の確保

- ・トンネルの漏水防止対策や、施設内の湧水を大井川へ戻す対策をとること
- ・流量減少が生じた場合は、直ちに公表し、万全の措置を講じること

(2) 生態系に対する水環境の保全

- ・水質等に配慮した排水対策を含め、水環境保全に万全を期すこと

3 地元住民の生活環境の保全

(1) 地元住民との協議・連携

- ・供用後も協議を継続し、生活環境、景観、自然環境の保全に努めること

(2) 工事関係者への教育の徹底

- ・作業管理及び生活指導マニュアルを作成し、状況を公表すること

4 評価書等への記載及び調査結果の報告等

(1) 評価書等への記載

- ・知事意見の全てについて、評価書の本文中に漏れなく記載すること

(2) 調査結果の報告及び公表

- ・知事意見で求める調査を実施し、結果及び分析・評価結果を公表すること

5 環境監視体制の確立と事業者の参画

- ・県が整備する環境監視体制へ参画し、調査結果の説明や、同体制の示す環境保全措置や助言を真摯に受け止め実施する等、積極的に協力すること

個別事項

1 大気環境

- ・ 工事用車両及び建設機械の稼働による大気質及び騒音等の影響を把握し、適切な環境保全措置により、良好な生活環境等を保全すること

2 水環境

- ・ 工事等に伴い排水される水質について定期的に調査し結果を公表すること
- ・ 大井川の流量を減少させないための環境保全措置を実施するとともに、河川流量の観測を直ちに開始し、工事完了後も恒常的な状態になる時期まで実施すること

3 土壌環境・その他

- ・ 掘削土や発生土置き場周辺における有害物質の調査を行い公表すること
- ・ 常設の住民相談窓口を設置し、住民の不安や疑問に応えること

4 動物

- ・ 工事中及び供用後の影響について、専門家の指導・助言を受け、調査及び環境保全措置を講ずること

5 植物

- ・ ホテイランは県条例指定種であるため回避すること
- ・ 工事に伴う裸地への帰化植物の侵入に対する環境保全措置を講ずること
- ・ 工事中に新たな希少種が確認される場合を想定し、対応方針を定めること

6 生態系

- ・ 希少種を守るためには普通種の生息・生育が必須であるため、動植物の調査場所、調査日、調査方法ごとに確認された生物種と個体数を示すこと

7 景観

- ・ 工事中の景観についてフォトモンタージュを用い予測・評価すること
- ・ 仮設の宿舍や工事看板等が景観に配慮したものとなるよう協議すること

8 人と自然との触れ合い活動の場

- ・ 地元住民や観光客が期待する自然環境を保全すること

9 廃棄物等

- ・ 発生土置き場の具体的な位置・規模等が明らかとなった際は公表すること
- ・ 崩壊等により河川管理上影響が無いような恒久的施設とすること
- ・ 扇沢源頭部での発生土の処理は回避を含め検討し、回避する場合は、代替候補地に与える影響を検討し、公表すること
- ・ 燕沢の発生土置き場の位置及び構造について、関係機関と協議すること

10 温室効果ガス

- ・ 工事中及び供用後における温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、排出及び削減状況を公表すること